

第4章 「瀬戸内 海の道構想」の監査結果

第1 総論

1 「瀬戸内 海の道構想」プロジェクト計画の概要

(1) 瀬戸内に対する評価

瀬戸内海は、古来より海の大動脈であり、国内の水運、異国からのさまざまな文物の行きかう場所であった。人々の往来と天与の資源を受け、多彩な営みと文化が発展してきたところでもある。第1章の総論においても述べたとおり、瀬戸内海の多島美は、頼山陽、朝鮮通信使、ドイツのリヒトホーフエンによって、広く知られるようになったが、瀬戸内地域で暮らす人々は、朝な夕な見慣れた光景であるところから、瀬戸内海が世界的景勝地であることの認識が深いとはいえない面がある。

瀬戸内海が世界に誇る山紫水明と多島美が国内および世界の人々に認知され、一度来ればまた来たくなるような場所にするためのビジョンづくりが必要である。

(2) 「瀬戸内 海の道構想」の出発点

広島県には、原爆ドームと厳島神社の2つの世界遺産があるが、それに劣らない宝が瀬戸内海の多島美である。ギリシャその他の国にも、多島美を誇る地域はあるが、それらはいずれも外海に面している。しかし、瀬戸内海は、4つの狭い海峡に囲まれた閉鎖水域に存在する多島美で、このような景観は世界に比類なきものである。

瀬戸内海という閉鎖水域の中には、島の定義に該当する外周100メートルの島に限定しても727の島が存在し（昭和61年海上保安庁調査）、それより小さい島および岩礁も含めると、3000あまりとも言われている。これらを観光資源として、収益に結び付けることは、広島県民にとってきわめて重要な課題である。

知事は、マニフェスト「挑戦そして実現！」において、広島県が世界的にも恵まれた自然環境、世界遺産など、たくさんの世界に誇れる財産と可能性を持ちながら、これまでの県政において、その力を十分に引き出せなかったと分析した上で、マニフェストの具体的施策の第4「豊かな地域づくりへの取組みと地域主権の確立への挑戦！」の中で、「瀬戸内 海の道1兆円構想」の推進を掲げた。

(3) 「瀬戸内 海の道構想」の目的

瀬戸内の穏やかな気候、美しい自然環境、歴史、文化、農林水産物、

二つの世界遺産、港町に今も残る有形無形の文化財などの多彩な資源は、瀬戸内の宝であると認識した上で、改めてこの宝を掘り起こし、つなげていくことで相乗効果を発揮し、広く地域全体の生活・文化を豊かにする。「瀬戸内 海の道構想（以下「海の道構想」という）」は、このような観点から行われた各施策である。

この目的達成のために、県は、以下の7つの戦略的テーマを立てた。

- ① みなとまちルネッサンス
- ② 瀬戸内 宿で愉しむ朝景夕景
- ③ 船と航路とみなと賑わい
- ④ 瀬戸内 サイクリングロード
- ⑤ 瀬戸内 食のトップブランド
- ⑥ 瀬戸内 アート廻廊
- ⑦ 里・海・島の五感体感ツーリズム

2 「海の道構想」の背景およびこれまでの取り組み

（1）平成22年、23年度に行われた事業

「海の道構想」の推進、実現のために瀬戸内の地域・資源・人材等を活用して、集客や新たな産業づくり、地域の魅力向上につながる事業として、平成22年度に以下の12件の助成事業が行われた。

- ① 西条～熊野～呉を結ぶ“山陽アルチザン（職人）街道”事業
- ② 權伝馬塾を起点にした島おこし事業
- ③ 「瀬戸内・宮島」夜楽寄席創設事業
- ④ 瀬戸内の島ツーリズム推進事業
- ⑤ 靱皿山釜跡整備活用事業
- ⑥ 豊かな自然が育む瀬戸内のエコ・グリーン（ブルー）ツーリズム推進事業
- ⑦ 銀の道から海の道へ～銀のロマン海道推進事業
- ⑧ 「ひろしまオイスターロード～牡蠣（カキ）海道～」の構築とプロモーション事業
- ⑨ 古代の遣唐使船航路と文化伝播の検証による観光事業化の実証
- ⑩ 「瀬戸内ロマン！海と島のcafé」づくり
- ⑪ 21世紀の朝鮮通信使日韓トップ囲碁対局・靱
- ⑫ 動画を活用した日本全国・海外へのPR 「絶景の瀬戸内海・しまなみ海道の旅」

(2) 平成24年度までの「海の道構想」プロジェクト関連予算

「海の道構想」プロジェクト発足年度から平成24年度までの関連予算の推移は下表に示すとおりである。

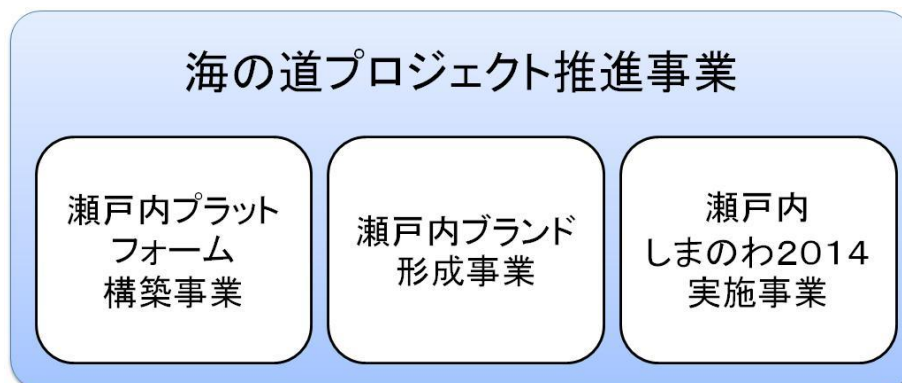
表 「海の道構想」プロジェクト関連予算推移表 (上段:補正後予算、下段括弧書き:当初予算、単位:千円)

事業	平成22年度	平成23年度	平成24年度
海の道プロジェクト推進事業	72,661 (50,000)	81,177 (50,000)	93,836 (80,000)
「瀬戸内 海の道構想」策定事業	50,000 (50,000)	- (-)	- (-)
「瀬戸内 海の道」地域資源ブラッシュアップ事業	22,661 (-)	- (-)	- (-)
瀬戸内プラットフォーム構築事業	- (-)	10,000 (10,000)	20,000 (20,000)
瀬戸内ブランド形成事業	- (-)	40,000 (40,000)	60,000 (60,000)
海の道 地域資源データベース化事業	- (-)	31,177 (-)	- (-)
瀬戸内しまのわ2014実施事業	- (-)	- (-)	13,836 (-)

3 「海の道構想」プロジェクト事業と3つのカテゴリー

「海の道構想」プロジェクト推進事業は、瀬戸内を舞台として観光関連産業を育て、地域再生のイノベーションを起こすと同時に世界中から人々を呼び込むことを目指して行われる事業である。その背景には、広島県の観光客数が横ばい傾向にあり、また経済効果の大きい宿泊客が減少傾向にあるという事情がある。その原因として、瀬戸内という世界的観光資源を有するにもかかわらず、世界に対する「瀬戸内ブランド」の情報発信が不足していること、また国内においても首都圏以北の地方の国民に対する宣伝不足により認知度が低いことのほかに、これまで瀬戸内圏の他県との連携が十分でなく、周遊観光ルートが少ないこと等が挙げられている。

この目的を達するために、平成24年度に行われた「海の道構想」プロジェクト事業は、3つのカテゴリーに分けて実施された。



(1) 瀬戸内プラットフォーム構築事業

瀬戸内地域には広島県を含み、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、愛媛県、山口県の7つの県が接している。平成24年5月に広島県知事の提唱により、他の6県と連携して効果的な施策展開や推進母体等を検討するため、「瀬戸内ブランド推進協議会」が設置され、協議が開始された。

本事業は、上述の瀬戸内プラットフォームの構築に向けた協議会の立ち上げ、プロモーションやプロダクト開発の本格実施に向けた検討、計画策定を目的とした諸事業である。これには、以下の事業がある。

- ① 広島県「瀬戸内 海の道構想」事業計画策定支援業務
- ② 「瀬戸内ブランド」推進業務
- ③ 平成24年度ビジット・ジャパン地方連携事業

(2) 瀬戸内ブランド形成事業

これは、「瀬戸内ブランド」の体系化を目指し、7つの戦略テーマに沿って発掘に取り組んできた資源等をもとに推進主体を構築し、事業の拡大に取り組むことを目的とした諸事業である。これには、以下の事業がある。

- ① 尾道県営2号上屋 企画提案者の信用調査業務
- ② 島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務
- ③ 「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング推進業務
- ④ 瀬戸内ツーリズム推進事業
- ⑤ アート周遊メニュー開発事業
- ⑥ 宮島弥山展望休憩所関係工事等に関するアドバイザー業務

(3) 「瀬戸内しまのわ2014」実施事業

「瀬戸内しまのわ2014」とは、瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会主催のメインイベントを中心に広島県・愛媛県の島しょ部および臨海部において平成26年(2014年)3月21日から同年10月26日までに実施される数多くのイベントの総称である。

平成24年度実施事業は、「瀬戸内しまのわ2014」の機運醸成を図るためのシンポジウムおよび実施に際して広島県における地域イベントの魅力向上支援を行うための計画を策定する業務である。これには、以下の事業がある。

- ① 「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」運営業務
- ② 地域イベント魅力向上支援業務

第2 「海の道構想」プロジェクト事業全体の監査結果概要

1 事業目的の適法性

平成24年度予算要求書によれば、「海の道プロジェクト推進事業」の目的は、瀬戸内を舞台として観光関連産業を育て、地域再生のイノベーションを起こすと同時に、アジアを始めとした世界中から人々を呼び込むことを目指し、「海の道構想」の実現を図るとされている。

これは、観光基本条例1条の「目的」および2条の「理念」に合致することから、その目的において適法なものである。

2 業務の効率性

業務の効率性とは、「海の道構想」の各事業全体についても、当該事業内容が他の事業と重複していないか、不相当に人材、資金、施設等を投入していないか、当該目的の達成のために省ける部分はないのか、他の事業・団体と連携して行えば、シナジー効果によって、より効率的になるのではないかと検討するものである。

事業の効率性の関係では、観光課の事業として行った「瀬戸内海クルーズ推進事業」と海の道プロジェクト・チームで行った「島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務」が重複する部分があるのではないかと考えられる。また、他部局で「海の駅」の振興が行われていることを考慮すれば、「島旅クルージング事業」の展開では、これら部局とタイアップした方が業務の効率性が図られるのではないかと考えられる。(参考)

3 事業内容の有効性・効率性

(1) ワーク別管理シートにおける目標設定

平成24年度における「海の道構想」プロジェクトにおける事業評価は、他の部局と同様にワーク別管理シートに従って行われている。その他プロジェクトチームでの独自評価は行われていない。

施策マネジメントにおけるワーク別管理シート

【ワーク概要】		【ワークの成果指標・目標・実績】				【現状の課題・懸念】		【取組の経緯】	
1	海沿いの経済効果	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
2	観光	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
3	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
4	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
5	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
6	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
7	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
8	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
9	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
10	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
11	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
12	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
13	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
14	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
15	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
16	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
17	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
18	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
19	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
20	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
21	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
22	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
23	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
24	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
25	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
26	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
27	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
28	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
29	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	
30	観光振興	2876億円	3030億円	5900億円	達成率	達成率	達成率	達成率	

上に掲載した「海の道構想」プロジェクトが作成した平成24年度のワーク別管理シートでは、成果指標として、広島県内の観光関連消費額のみが設定されており、その目標額は5900億円(波及効果と合わせ1兆円)とされている。また、この目標を達成するための現状の課題・要因が列挙され、これらの課題解決に向けた対応策が仮説として記載されている。

ワーク別管理シートでは、この成果指標に対する実績は、平成21年度：2876億円、平成22年度：3030億円と数値の記載があるが、平成23年度および平成24年度は実施した活動を文章で記載したのみで、本来実績金額をもって問題解決の仮説を実施した効果を検証すべきところ、これが行われていない。そもそも、「海の道構想」プロジェクトは、瀬戸内海沿岸地域を中心とした活動であり、成果指標を広島県全域にわたる観光消費額とすることは、他の要素が入り込み、効果の検証が容易ではな

いため、指標として相応しいとは言い難い。また、具体的な対応策が仮説として設定されているにも拘らず、仮説に対する成果指標や目標が設定されていないため、個々の対応策の活動に対する成果を検討することが困難である。くわえて、今まで外部委託事業で実施された計画策定支援業務では、今後実施する事業の課題や解決策の他に管理指標などの提案がなされているが、ワーク別管理シートやその他海の道プロジェクト・チーム独自で目標設定および実績管理されていない。

以上述べたように、最終的な達成目標は、「海の道構想」プロジェクトの実施エリアに応じた適切な指標を設定する必要がある。さらにこの最終目標を具体的なアクションとして効果的に管理・達成するため、取組の仮説に記載した内容に対応した数値的に管理可能な指標等を目標設定する必要がある。(意見)

(2) ワーク別管理シートと予算要求書との連携について

前述のとおり、平成24年度予算要求書では、以下の4つの事業目的が掲げられている。

- ① 観光関連産業の振興
- ② 集客や新たな産業づくり、地域の魅力向上
- ③ 「瀬戸内 海の道構想」の実現
- ④ 瀬戸内ブランドの確立・浸透

しかしながら、これらの目的は、ワーク別管理シートと明確に連携されていないため、予算要求書での目的達成の事後的評価は行われたい。

効率的に予算要求時の目標達成が事後評価できるように、施策マネジメントにおけるワーク別管理シートと予算要求書は連携されることが望まれる。(参考)

4 契約方式・内容、契約締結先選定手続の適法性

(1) 総説

「海の道構想」プロジェクトにおいては、多くの契約が締結されているが、これらはすべて広義の随意契約(プロポーザル方式を含む)で行われている。

(2) 随意契約の要件

前述のとおり、随意契約が許される要件として、地方自治法施行令に基づいて作成された「委託・役務業務契約事務の手引」の注意書きによ

ると、観光事業に関する契約の随意契約の要件として、予定価格が一定額（100万円）を超えない場合と、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして以下に掲げる事項を満たすことを求めている。

- ① 法令等により受託者が特定されるもの
- ② 要綱・国通知等により、受託者が特定されるもの
- ③ 各都道府県が共通の受託者と契約するもの
- ④ 受託者を選択できないもの
- ⑤ 業務の特殊性から受託者が特定されるもの
- ⑥ 企画・提案を公募して選定した業者と契約するもの（プロポーザル方式）

「海の道構想」プロジェクトにおいて行われた各事業は、物品の購入契約ではなく、金銭的に評価するのが困難な専門的知見および特殊の技術を有する事業者に対して成果物を求める契約であるから、基本的には随意契約になじむ契約である。

なお、随意契約の中には、いわゆるプロポーザル方式の随意契約というものがあるが「海の道構想」プロジェクトにおいて行われた11の事業のうち3件がプロポーザル方式の随意契約である。

前述のとおり、プロポーザル方式の随意契約とは、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約する方式である。

もっとも、審査委員全員が県の職員である場合には、専門的判断が困難な場合もあることから、当該委員の中に委託事業に関係する専門家を入れるなどの工夫が望まれる。

（3）広島県契約規則と本件各契約の締結

上述のように、契約締結の手続については契約規則に基づいて行わなければならない。「海の道構想」プロジェクトにおいて行われた委託契約が契約規則に準拠して行われたかどうかを概観すると、契約金額が9万4500円で、契約書の作成が要求されていない1件を除く他の10件の委託契約をみると、同規則2条1項に定める記載事項のうち、3号の「監督および検査」（以下「監督・検査条項」という）、5号の「危険負担」（以下「危険負担条項」という）、6号の「かし担保責任」（以下「かし担保条項」という）、7号の「契約に関する紛争の解決方法」（以下「疑義解決条項」という）、8号の「その他必要な事項（いわゆる「反社条項」が含まれる）」一部が記載されていない契約が散見された。

5 契約内容の適法性

(1) 広島県契約規則で要求される記載事項の意義

上述の契約規則 2 条に定める記載すべき事項の記載がなかったからといって、当該契約が法的に無効になるわけではない。しかし、同条に定める事項は、原則として記載することが義務付けられているのであるから、例外的に契約の性質または目的により記載しなくてよい場合を除き、記載するのが妥当である。

(2) 「監督・検査条項」

監督・検査条項とは、たとえば、「甲（広島県）は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について随時に調査を行い、又は報告を求めることができるものとする」というような記載をいう。

広島県は、この条項に基づいて必要であればいつでも業務執行状況について調査に入ることができる。この規定がない場合、当該委託契約が（準）委任契約である場合は、受任者は委任事務の状況の報告義務があるが（民法 645 条）、委任者の立ち入り権限までは規定していない。「海の道構想」プロジェクトの委託契約中、1 件だけ本件条項が記載されていなかった。

委託契約は、契約当事者の合意によっては、その法的性質が委任なのか請負なのかははっきりしない場合があることを考慮すると、監督・検査条項は、原則として契約書の中に記載する必要がある。（意見）

(3) いわゆる「反社条項」について

「海の道構想」プロジェクトで行われた委託事業の内 5 件の委託契約書に「反社条項」が記載されていない。

(4) 「危険負担条項」

「海の道構想」プロジェクトの委託契約では、契約書の作成されている 10 件のうち 3 件のみ「危険負担条項」が規定されていた。もっとも、そのうち 2 件は「・・・（受注者）は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の執行が困難になったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。」だけで終わっている。

広島県がリスク負担をする義務があるのかどうか、その義務がある場合、どの範囲でリスクを負担するのか明確でなく、「危険負担条項」としては不完全である。（意見）

(5) 「かし担保条項」

「かし担保条項」が入っている契約書は、「海の道構想」プロジェクトの委託契約中2件であった。

(6) 「疑義解決条項」について

「海の道構想」プロジェクトの各事業の契約書をみると、下記の3つの記載が見受けられる。

- ① 「この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には、甲（広島県）および乙（相手方事業者）が協議して定めるものとする。」
- ② 「この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には、甲（広島県）および乙（相手方事業者）が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、甲の決定するところによる」
- ③ 「・・・その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者および受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る・・・」

上記の「疑義解決条項」は、法的紛争が生じた場合でも、すぐに裁判による解決を求めないで、できるだけ話し合いによって円満に解決しようという趣旨であるが、問題は、同じ「海の道構想」プロジェクトの下で行われる委託契約において、上記のとおりその文言にばらつきが見られることである。とくに②の契約では疑義が生じた場合には、最終的には県の意見を押し付けることが可能となるものであり、契約当事者としては比較的強い立場にあると思われる県の締結する契約にこのような文言を規定することが妥当であるかどうかは慎重に検討が加えられなければならない。（参考）

(7) 「合意管轄条項」

このような管轄に関する合意は、第一審の裁判所（地方裁判所または簡易裁判所）だけ合意することが許されるが（民事訴訟法11条）、県が締結する契約関係につき、裁判上の争いになった場合、第一審裁判所の管轄がどこになるのかは、隔地者間の契約では、訴訟の費用、時間の面で大きな差異が出る。

遠隔地の当事者と契約を結ぶ場合には、行政経費の節約を考慮し、か

かる条項も検討されるべきである。(意見)

(8) 「個人情報保護条項」

個人情報の保護は、法律上の要請であるから、個人情報保護に関する条項は契約書中に入れるべきと解される。しかし、「海の道構想」プロジェクトの委託契約書中1件この条項が抜けている契約があった。

なお、相手方によっては、個人情報保護の意義の理解が不十分な事業者もいることが予想される。そこで、広島県の担当者が契約書に添付された「個人情報取り扱い特記事項」について、委託先事業者に説明するとともに、個人情報をどのように管理しているか確認する必要があると思われる。(参考)

6 契約履行上の適法性

契約履行上の適法性という意味は、委託先が委託仕様書に従い契約の本旨に従った適切な事業を行ったかどうかを監査することをいう。

この点については、後述のように個別的に検討するが、結論的には1件を除いて契約履行上の適法性に問題はなかった。

7 予算実行の適法性

(1) 予算の流用決裁について

平成24年度の「海の道構想」プロジェクトの予算およびその執行額を勘定科目別に比較すると下表のとおりとなる。

表 「海の道構想」プロジェクト勘定科目別
予算・執行額比較 (単位:円)

事業 / 勘定科目	予算	執行額
海の道プロジェクト推進事業合計	93,836,000	91,486,206
報償費	2,604,200	9,436,800
旅費	6,569,720	6,353,410
需用費	722,080	161,920
役務費	100,000	0
委託料	74,290,000	68,197,026
使用料及び賃借料	550,000	337,050
負担金、補助及び交付金	9,000,000	7,000,000

この表を見ると、報償費が予算より大きく増加しており、予算の流用が行われたことが分かる。予算の流用について、広島県予算規則13条1項では「各局長は、予算に定める歳出予算の経費の各項の金額又は配当

された歳出予算に係る経費の各目、各節若しくは各細節の金額を各項の間又は各細節間において流用する必要があるときは、様式第五号による歳出予算流用書により知事の決裁をうけなければならない。」とされている。

また、広島県決裁規程によると、予算の流用については、総務局財政課の課長が知事の権限に属する事務の委任を受け最終的に意思決定する権限を有している。

そこで、歳出予算流用書に総務局財政課の課長決裁がされているか否かの確認を試みた。歳出予算流用書は、現在、財務会計トータルシステム上でシステム承認により運用されている。同システムから出力された歳出予算流用書を確認したところ、誰の決裁が行われたかの証跡を確認することができなかった。

これについて担当者にヒアリングしたところ、歳出予算流用書は、総務局財政課長が承認したもののみが画面確認や印刷が可能になるとのことであった。

しかしながら、決裁権者の決裁が容易に書面やシステム画面にて確認できない状況は、無権限者による決裁がなされていたとしても、それを発見できず、そのまま利用されるおそれを有している。また、第三者が事後的に適切な牽制体制の下、決裁されたことを確認することが困難である。

したがって、財務会計トータルシステム上の歳出予算流用書は、決裁者の名前、所属、役職が分かるようにする必要がある。(参考)

(2) 予算の流用プロセスについて

歳出予算流用の決裁を受けるために、財務会計トータルシステムでは歳出予算流用要求書による起案を要求している。また、決裁通知のために歳出予算流用書が利用されている。そのため、歳出予算流用要求書は、起案元の局長から知事宛となっており、歳出予算流用書は、総務局長から局長宛となっているが、記載されているそれぞれの文書の内容は全く同一となっている。広島県予算規則では知事（権限移譲されて実務的には総務局財政課課長）への決裁のために歳出予算流用書の作成が要求されており、歳出予算流用要求書の作成は要求されていない。

以上により、広島県予算規則で要求される実質的な決裁はされているが形式的には準拠していない状況になっている。また、同一内容であるにもかかわらず別文書になっていることから、起案から決裁の状況を確認するには両方の文書を見なければならなくなる。さらに、決裁手続き

の運用上、情報システムの仕組上、複雑になっている。

したがって、決裁業務の効率性や事後的な決裁状況の確認の容易性から考えると、歳出予算流用書のみで起案から決裁まで利用し、歳出予算流用書には起案者、起案部署承認者、最終決裁者等が分かるようにすることが望ましい。(参考)

(3) 予算要求事業と予算見積精度の向上について

前述では、平成24年度の「海の道構想」プロジェクトの予算およびその執行額を勘定科目別のみで比較したが、さらに3つの事業カテゴリー別に分けて比較すると下表のとおりとなる。

表 「海の道構想」プロジェクト勘定科目別・事業カテゴリー別予算・執行額比較 (単位:円)

事業 / 勘定科目	予算	執行額
瀬戸内プラットフォーム構築事業	20,000,000	61,042,650
報償費	627,200	8,929,200
旅費	1,080,720	4,136,400
需用費	92,080	111,920
役務費	100,000	0
委託料	18,000,000	47,852,080
使用料及び賃借料	100,000	13,050
瀬戸内ブランド形成事業	60,000,000	17,125,250
報償費	1,815,000	480,600
旅費	4,355,000	1,118,950
需用費	580,000	0
委託料	51,100,000	15,525,700
使用料及び賃借料	150,000	0
負担金、補助及び交付金	2,000,000	0
瀬戸内しまのわ2014実施事業	13,836,000	13,318,306
報償費	162,000	27,000
旅費	1,134,000	1,098,060
需用費	50,000	50,000
委託料	5,190,000	4,819,246
使用料及び賃借料	300,000	324,000
負担金、補助及び交付金	7,000,000	7,000,000
海の道プロジェクト推進事業合計	93,836,000	91,486,206

この表を見ると、当初想定された予算構成から大きく変更されて予算の執行がなされていることが分かる。しかし、予算の流用にあたるのは、前述の広島県予算規則13条1項のとおり、あくまで予算で要求した事業

での勘定科目間やその細目間での流用に限られる。

予算は、大きく3つのカテゴリーに事業が分かれているにもかかわらず、事業としてはこれらすべてを1事業として要求しているため、予算流用には該当しない。そのため、予算は、同勘定科目内に限られるが、総務局財政課課長の決裁なしに自由に変更が可能な状態となっている。

そもそも「海の道構想」プロジェクト事業の開始後、このような実質的な予算の流用が行われており、予算要求の事業区分が大きすぎるように思われる。結果的に、予算見積精度が向上せず、不必要な予算執行に繋がるおそれがある。

したがって、予算要求の事業区分を少なくともカテゴリーに区分できるレベルまで細分化し、予算見積精度を向上させる必要がある。(意見)

(4) 人員異動について

海の道プロジェクト・チームでは、人員の異動が2年ないし3年で行われている。担当者にヒアリングしたところ、この2年ないし3年での人員異動は、業者との癒着を防ぎ、適正な予算執行をするためとのことであるが、プロジェクトチームでは、同様な事業を継続的に実施することが少なく、このような懸念よりも、プロジェクトチームとして、計画策定、予算見積の精度向上や委託事業の管理等に対する専門性の養成に注力すべきと思われる。

したがって、海の道プロジェクト・チームの人員異動については、上記専門性養成の観点も配慮することが望ましいと考える。(意見)

(5) 計画策定関連業務の委託について

後述のとおり、以下の計画策定関連の業務が外部業者に委託されている。

- ① 「海の道構想」事業計画策定支援業務(1000万円)
- ② 島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務(246万円)
- ③ 地域イベント魅力向上支援業務(348万円)

これらの委託事業の成果物としての報告書は、以下の内容を含み、計画書としての体系でとりまとめられている。

- ① 現状および課題
- ② 問題解決に向けた取り組みの方向性
- ③ 効果の試算と目標額の設定

- ④ 実施に向けた組織体制
- ⑤ 予算計画
- ⑥ 概要スケジュール

本来であれば、県は、これらの支援業務等に基づき平成 25 年度以降の実施事業のための計画書を作成するところ、実際には作成しておらず、委託業者の成果物としての報告書を実質的な計画書として利用している。

計画策定は、実施事業体自らが主導的に策定しなければ、事業に対する思いや意気込みを反映することは容易でない。また、計画策定や企画のノウハウを県庁内で蓄積することができず、計画自体の責任が曖昧となる。

以上述べたとおり、まず、県が主導的な立場となって計画を策定し、計画書としてとりまとめるべきである。また、県の計画策定関連業務の委託範囲は、あくまで情報収集や課題解決方法の実証・検証などの支援業務を中心に実施する必要がある。(意見)

第 3 瀬戸内プラットフォーム構築事業

1 総説

瀬戸内プラットフォーム構築事業とは、すでに述べたように、瀬戸内プラットフォームの構築に向けた「瀬戸内ブランド推進協議会(以下「推進協議会」という)」の立ち上げ、プロモーションやプロダクト開発の本格実施に向けた検討、計画策定を目的とした以下の諸事業をさす。

- ① 広島県「瀬戸内 海の道構想」事業計画策定支援業務
- ② 「瀬戸内ブランド」推進業務
- ③ 平成 24 年度ビジット・ジャパン地方連携事業「瀬戸内ブランド化誘客促進事業(フランス情報発信)業務」

なお、委託事業別の支出執行額の内訳は、下表のとおりである。

表 平成24年度委託事業別支出執行額内訳 (単位:円)

事業 / 勘定科目	委託料	報償費	旅費	その他	合計
瀬戸内プラットフォーム構築事業	47,852,080	8,929,200	4,136,400	124,970	61,042,650
「海の道構想」事業計画策定支援業務委託	10,000,000	0	0	0	10,000,000
瀬戸内ブランド推進業務	35,852,080	0	0	0	35,852,080
平成24年度ビジット・ジャパン地方連携事業「瀬戸内ブランド化誘客促進事業(フランス情報発信)業務」	2,000,000	0	0	0	2,000,000
上記3委託事業以外の支出執行額	0	8,929,200	4,136,400	124,970	13,190,570

2 「海の道構想」事業計画策定支援業務委託

(1) 事業概要

この事業は、委託先を株式会社野村総合研究所（以下「野村総研」という）とし、平成25年度以降、「推進協議会」の下で取り組むべき「瀬戸内ブランド形成」に必要な施策および事業等について、事業計画の策定等を行うことを目的とする。

この事業は、「海の道構想」で示された7つの戦略テーマごとに、以下の3つの事項を考慮に入れて、構想の実現に向けた事業レベルの具体的な展開、発展方策を、これまで実施してきた試行事業の成果等を踏まえて取りまとめるものである。

- ① 「海の道構想」の具体化に向けた戦略テーマごとの展開、発展方策の検討・整理
- ② プレイヤーの役割分担の整理と「推進協議会」が取り組むべき事業内容の明確化
- ③ 実現可能な事業計画の作成

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況 (単位:円)

委託先	委託期間	予定価格	契約額
株野村総合研究所	H24.8.20～H25.3.31	15,000,000	10,000,000

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

この事業計画策定支援業務委託は、「海の道構想」の実現に向けた戦略的基盤を策定するものであって、今後の同構想の実現に向けた戦略的基盤をなすものである。

本事業は、主として、広島県の「観光基本条例」の9条「国際競争力および国内競争力の高い魅力ある観光地の形成」、10条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、11条「観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備」、12条「観光産業の競争力の強化」、13条「観光の振興に寄与する人材の育成」、14条「外国人観光旅客の来訪の促進」、16条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、17条「観光旅行者に対する接遇の向上」、18条「観光旅行者の利便の増進」、20条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22条「広報等」の理念および施策に合致するものである。

よって、事業目的は、適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、野村総研を委託先として、平成 25 年度以降、「推進協議会」の下で取り組むべき「瀬戸内ブランド形成」に必要な施策および事業等について、事業計画の策定等を行うことを目的とする事業である。

野村総研は、上記目的を達するために、まず「エリアマネジメント活動」（「海の道構想」に基づいた活動が地域の観光資源に対する付加価値向上を目指す活動の総体であるにとらえ、その手段としてプロモーションだけではなく、アクティビティの開発を含む観光資源の強化・創造や地域による観光資源の維持・向上活動）という概念のもとに、地域の事業者や人材が一体となり、ワンストップ機能、事業者間のマッチング機能、マッチングした結果の旅行商品造成機能、あるいは資金調達機能、情報収集機能等の機能をもつことができるように、一体として取り組むことを提言している。

つぎに、調査対象として、観光資本が集中しており、年間四百万人の観光客があるにもかかわらず、地域での雇用を生み出すことが十分でなく、また宿泊率が高くない宮島エリアをとりあげ、宮島エリアにおけるエリアマネジメント組織を構築するために何が必要かを検討し、宮島エリアの課題として、「宮島観光は半日」という言葉に象徴されるように、宮島エリアには、世界遺産が 2 つもあるにもかかわらず、宿泊率が低いことが最も問題であり、宮島エリアにおける滞在率を高め、宿泊率を高めるためにどのような施策をすべきかを提言している。

そして、この提言の裏付けとして、アンケートを取ってエリアマネジメント活動実施時の効果の試算も行っている。

以上から、本事業は、事業目的に従って実施され、専門的知見を活用して有効に行われていると評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約には、「かし担保条項」、「反社条項」、「監督・検査条項」が記載されていない。また、委託先の野村総研は東京都に本店を置く研究所であるが「合意管轄条項」の記載がない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、随意契約方式で行われているが、随意契約にした理由は、つぎのとおりである。すなわち、野村総研は、大手のシンクタンクであり、市場分析や政策立案事業に長け、官公庁から求められる解決策につ

いても、産業政策・行政改革に関する提言・支援等や成長戦略策定・実行支援等を提供し、最先端の公共経営戦略コンサルティングサービスを提供している実績がある。野村総研は、これまで「海の道構想」の策定支援業務等に従事し、「海の道構想」の内容に精通している。また、「海の道構想」策定プロセスにおいて実施した有識者による構想策定委員会に従事した経験を有し、委員会において議論された課題や提言に係る背景なども含めた情報の蓄積がなされていることのほかに、平成 22 年度と 23 年度において「瀬戸内 海の道構想（中間報告）策定業務」、「瀬戸内プラットフォームのあり方検討業務」の実績をあげている。

以上述べたところから、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

（ウ） 契約履行の適法性

委託先である野村総研は、「海の道構想」で示された 7 つの戦略テーマのうち、まず宮島エリアで実現可能なものについて事業計画を作成した。上述のとおり、詳細な調査と分析と将来への提言を含み、エリアマネジメント活動の概念、宮島エリアにおいてこれから取り組むべき優先課題・テーマ等が提示されており、今後の広島県の観光政策の参考になるものである。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行といえ、その適法性に問題はない。

エ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、下記事項を除き、特に問題となる事項は認められなかった。

委託先である野村総研からの実績報告書は、平成 25 年 4 月 12 日付で「業務を完了しましたので、成果品を添えて報告します。」として提出されている。担当者が作成した検査調書では、平成 25 年 3 月 29 日付で「業務について検査し、相違なく完了したことを確認しました。」とし、平成 25 年 5 月 30 日に委託料の支払いが行われている。この日時の前後関係から言えば、完了検査日にはまだ実績報告書および成果品が提出されていないように思われるにも拘らず、検査が実施され、支払が実行されたように見える。

担当者によれば、成果品は検査日までに事前に別途入手しており、検

査日に検査・履行確認しているとのことであったが、日付および文書上の不整合が生じており、適切な検査の実施が行われていることは文書上からは確認できない。

したがって、検査調書には実績報告書入手後に記載する定型的な文言ではなく、実際にどのように検査したか具体的に記載し、検査調書には検査した書類を添付すべきである。(意見)

3 瀬戸内ブランド推進業務

(1) 事業概要

この事業は、広告代理店である株式会社電通西日本を委託先として、「瀬戸内ブランド」の推進を図るため、瀬戸内7県（兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛の各県）で構成する「瀬戸内ブランド推進協議会」と連携して、「瀬戸内ブランド」を構築するものである。広島県のブランド価値を高めるための全庁的な取組方針を検討し、県内外における「ひろしま」ブランドの現状や課題について把握したうえで、これを分析し、とりまとめるための基礎調査を実施する事業である。

上記のような事業および目的を達成するために、当初、以下の業務を委託している。

- ① 「瀬戸内ブランド」構築・推進業務
- ② 広域連携試行事業実施業務
- ③ 「しまなみ海道」を活用したサイクリングイベントプラン作成業務

委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況 (単位:円)

委託先		予定価格	契約額 (うち当事業分)
(株)電通西日本	H24.8.20～H25.3.31	30,000,000	42,414,080 (35,852,080)

なお、本委託契約は、下表の通り3回の変更が行われている。

表 変更契約の状況

(単位:円)

契約日	内容	追加金額	変更後金額
平成24年8月20日	当初契約	-	29,998,815
平成24年10月3日	「しまなみ海道を活用したサイクリングイベントコースプラン作成」追加	2,200,000	32,198,815
平成24年11月7日	「ひろしま」ブランド基礎調査追加(広島ブランドショップ運営事業負担)	6,562,000	38,760,815
平成25年1月10日	以下の3業務の追加 ①徳島県及び兵庫県(神戸エリア)に係るブランド資産の発掘・棚卸調査及び調査結果の集計分析業務 ②瀬戸内ブランドサイトに係る会員用ページ作成業務 ③ブランドポスター作成及びブランドブック増刷に係る業務	3,653,265	42,414,080

変更契約に際しては、変更の都度、決裁文書が作成され「海の道構想」プロジェクト担当課長および商工労働総務課長の決裁が行われている。

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

この事業は、国内外から瀬戸内の価値が見直されるような「瀬戸内ブランド」を構築すること、「瀬戸内ブランド」の推進に寄与できる人材を中心とした「瀬戸内ブランド」推進の機運醸成を図ること、「瀬戸内エリア」の再評価を行うこと、実効性の高いブランディング計画および事業化プランを策定することを目的としている。

したがって、本事業は、主として観光基本条例 9 条「国際競争力および国内競争力の高い魅力ある観光地の形成」、10 条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、12 条「観光産業の競争力の強化」、13 条「観光の振興に寄与する人材の育成」、14 条「外国人観光旅客の来訪の促進」、16 条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、17 条「観光旅行者に対する接遇の向上」、18 条「観光旅行者の利便の増進」、20 条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22 条「広報等」の条文の理念および施策に合致するものである。

したがって、事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、国内外から瀬戸内の価値が見直されるような「瀬戸内ブランド」を構築すること、「瀬戸内ブランド」の推進に寄与できる人材を中心とした「瀬戸内ブランド」推進の機運醸成を図ること、「瀬戸内エリア」の再評価を行うこと、実効性の高いブランディング計画および事業化プ

ランを策定することを目的とする事業である。

電通西日本は上記目的を達するために、別途選任された、瀬戸内ブランドプロデューサーの西川りゅうじん氏を中心に、「瀬戸内ブランド“宝”探し」の視座から、7県の地域資源を体感しながら瀬戸内ブランドを高める戦略・戦術・戦法を考える標語として、SETOUCHIを頭文字に使用して表した標語を作成した。

つぎに、一目見て「瀬戸内」であることが分かり、瀬戸内特有の優しくゆったりとした時間など「非日常性」・「神秘性」を感じさせ、かつ、瀬戸内居住者だけでなく外部からの印象・イメージも大切にするというモットーで作られたブランドシンボルマークを作成した。

図 SETOUCHIを頭文字に使用して表した標語

「瀬戸内ブランド“宝”探し」の視座

7県の地域資源を体感しながら瀬戸内ブランドを高める戦略・戦術・戦法を考える

S	Scenery	自然景観・多島美
E	Environment	環境再生・地域再生
T	Tourism	観光・移動・宿泊
O	Omotenashi	おもてなし・心の観光
U	Umai	食・郷土料理・土産
C	Cruise	クルーズ・船の活用
H	History	歴史・伝統・文化
I	Islands' life	島々を臨む生活

図 ブランドシンボルマーク

シンボルマークについて

温暖な気候

穏やかな海

多島美

リヒトホーフェンの言葉にちなんで

ドイツの有名な地理学者、リヒトホーフェンは1860年に瀬戸内海に立ち寄り、その美しさを旅行記に託して世界に発表しました。「広い区域に亙る優美な景色で、これ以上のものは世界の何処にもないであろう。将来この地方は、世界で最も魅力のある場所の一つとして高い評判を勝ち得、沢山の人々を引き寄せることであろう。《中略》かくも長い間保たれて来たこの状態が今後も長く続かん事を私は祈る。」

(出典:「支那旅行日記」上巻 慶応書房刊)

さらに、瀬戸内の多様で豊富で質の高い食材を生かして、瀬戸内の魅力と価値を国内外に伝えられる瀬戸内らしい料理、物産を瀬戸内《S級グルメ》と題して、7つのSを使用した標語を作成した。

くわえて、同報告書には、詳細なアンケート調査とその分析を行い、サイクリングロードの設定も行っており、事業活動の内容は、新聞の全国紙、地方紙等のマスコミで多く取り上げられ、宣伝効果も大きいものであった。

上述のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。また、本事業の契約金額は4200万円余という「海の道構想」プロジェクトの中では最も高い契約金額ではあるが、専門的知見を活用した効果的なものと評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約には、「反社条項」、「監督・検査条項」、「危険負担条項」の記載がない。また、委託先の電通西日本の本社は大阪であるが「合意管轄条項」の記載がない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、プロポーザル方式で行われている。企画提案公募理由によれば、「当該業務は、「瀬戸内ブランド」推進に係る企画力、専門的な実施能力を総合的に判断して受託業者を選定する必要がある、金額の多寡だけで判断する競争入札方式に適さないため。」と記載されている。審査委員の3名は、広島県の職員1名（商工労働局ブランド推進部長）と民間人の専門家2名から構成されている。

上に述べたところから、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「企画・提案を公募して選定した業者と契約するもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先である電通西日本は、瀬戸内7県および関西地区（2府4県）、関東地区（1都3県）にわたって詳細なインターネット調査を実施し、それに基づきブランディング戦略を立案し「瀬戸内ブランディング計画書」を取りまとめ、ブランド・ロゴマーク等も考案した。つぎに、広域連携試行事業として、「瀬戸内ブランド発掘“宝船”クルーズ」および「瀬

戸内ブランド発掘フォーラム」を実施し、これらの参加者へのアンケートの実施および分析を行ったうえで事業化プランを策定した。さらに、「しまなみ海道」を活用したサイクリングイベントプランを企画立案した。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従ってなされており、その適法性に問題はない。

エ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

4 「瀬戸内ブランド化誘客促進事業（フランス情報発信）業務」

（1）事業概要

政府は、「訪日外国人旅行者を2016年までに1800万人、将来的に3000万人」の目標達成を目指して取組みを進めているが、東日本大震災以降、風評被害等により訪日外国人旅行者が全国的に大きく減少した。インバウンド需要の早期回復に向けた取組みによって、訪日外国人旅行者の数は現在、回復基調にある。

しかしながら、各国の観光客受け入れ人数別では、フランスが一番多く、続いてアメリカ、中国と続き、わが国は韓国より少なく、33位である。これは、欧州からの観光客が少ないことが大きな原因といわれている。

本事業は、委託先を株式会社ティ・エス・エス・プロダクション（以下「ティ・エス・エス・プロ」という）として、中国運輸局と広島県商工労働局海の道プロジェクト・チームを事務局とする「推進協議会」が連携し、フランスのケーブルテレビ局「NOLIFE」の番組（Japan in motion）を活用し、世界的な多島美を誇る瀬戸内地域の観光の魅力や最新の情報を効果的に発信することによって、訪日旅行意欲を喚起し、フランス人旅行者の誘致を促進する目的で行われた。

具体的には、フランス人旅行者向けに、瀬戸内地域の観光PR映像の制作をする事業であり、瀬戸内地域の観光の魅力や最新の情報を発信することによって、フランス人旅行者の増大を期待するものである。

なお、ドイツ国民は、1年間で1カ月近い休暇（ウアラウプ、Urlaub）をとる習慣があり、ドイツ人の気質は、日本人に通じるところがあるので、ドイツでも同様の企画をすることが望まれる。

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先		予定価格	契約額 (うち広島県負担分)
(株)ティ・エス・エス・プロダクション	H25.1.10～H25.3.29	4,000,000	4,000,000 (2,000,000)

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

本事業は、フランス人の旅行者をターゲットにして、フランスで若い層に人気のあるケーブルテレビ局である「NOLIFE」に瀬戸内の観光資源をPRして、フランス人旅行者を瀬戸内地域に呼び込もうとするものである。

これは、主として、広島県の観光基本条例9条「国際競争力および国内競争力の高い魅力ある観光地の形成」、12条「観光産業の競争力の強化」、14条「外国人観光旅客の来訪の促進」、15条「国際相互交流の推進」、16条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、20条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22条「広報等」の理念および施策に合致するものである。

したがって、事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

上述のように、この事業は、委託先をティ・エス・エス・プロとして、フランス人旅行者を瀬戸内地域に呼び込むことを目的とする事業である。

ティ・エス・エス・プロは、上記目的を達するために、フランスのケーブルテレビ局「NOLIFE」の放送番組「Japan in motion」で、フランス人(大学生)と日本人(フォトグラファー)の若い女性による会話で、瀬戸内7県の代表的観光地を映像により紹介する手法をとった。

同ケーブルテレビ局は、フランスで650万世帯が加入し、約1200万人の視聴者を有するテレビ局であるが、放送される番組の多くは日本の情報に特化したものであり、日本の最新情報や日本の音楽、ゲーム、アニメ等の番組を作成している。したがって、たくさんの日本好きのフランス人が同局の番組を視聴している。また同局は、ケーブルテレビチャンネル全85チャンネルある中で、25-34歳の男性で第3位、25-34歳女性では第4位という高いランクにある。

番組視聴者に対するアンケート調査では、瀬戸内に行ってみたいか、という質問に対しては、下図のとおり、約73%がぜひ行ってみたいと回答し、瀬戸内7県で最も行ってみたいエリアに関する質問に対しては、約35%が広島県と回答し、最も高かった。

上述のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され、有効に行われていると評価できる。また、効果的な事業実施であったと評価できる。

図 視聴者アンケート結果 I

Q. 瀬戸内に行ってみたくらいと思いませんか？

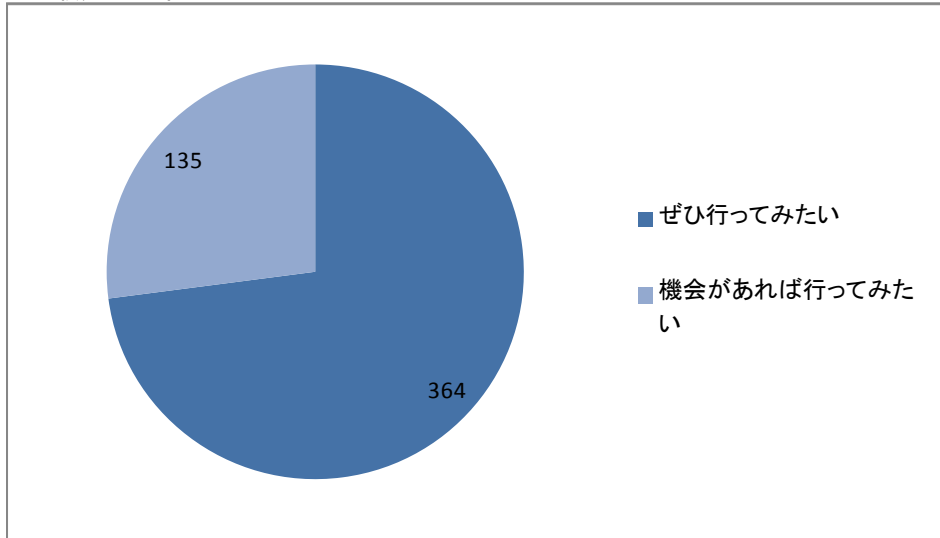
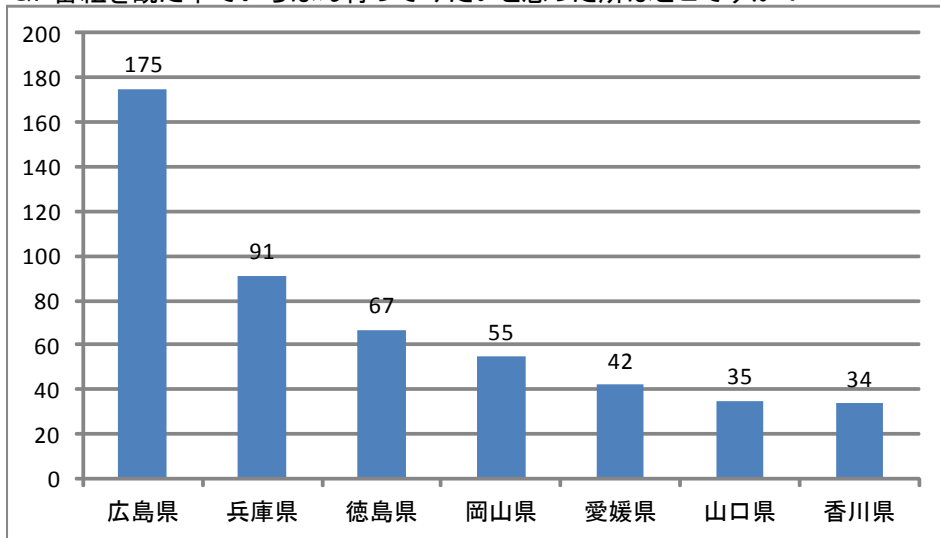


図 視聴者アンケート結果 II

Q. 番組を観た中でいちばん行ってみたくらいと思った所はどこですか？



ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約の委託先企業は、ティ・エス・エス・プロであるが、契約書には「反社条項」、「監督・検査条項」、「かし担保条項」、「危険負担条項」、「合意専属管轄条項」は記載されているが、「個人情報保護条項」の記載がない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、プロポーザル方式の随意契約でおこなわれている。これは、地域の観光資源の魅力を強力にアピールするため、現地の旅行市場の動向やニーズを的確に把握したうえで、地域の観光ポイントを適切に選択し、最も効率的な手法によりプロモーション等を行う必要がある。そのため、請負事業者には、すぐれた創造力、高度の技術、豊富な知識および経験、確実な業務執行体制が求められ、これらについて、公正かつ適正に審査するために企画提案書を広く公募して事業者を選定したものである。

したがって、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「企画・提案を公募して選定した業者と契約するもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

しかし、事業者選定の審査委員は、すべて広島県の職員で占められている。広島県の職員だけの審査委員であるからといって、必ずしも公平性を害するとはいえないが、県の職員は、定期的に異動しており、十分な専門的知識を有するわけではないことから、県の職員以外の専門家も審査員として入れた方が妥当であろう。(意見)

(ウ) 契約履行の適法性

委託先であるティ・エス・エス・プロは、フランスのケーブルテレビ局「N O L I F E」の放送番組「Japan in motion」において、瀬戸内7県の代表的観光地を会話形式の映像で紹介し、それぞれの観光地の特徴、魅力をナレーションで流すという方法によって、フランス人に広く紹介した。番組視聴者に対するアンケートを実施し、その分析を行っている。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行といえ、その適法性に問題はない。

エ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

5 3つの瀬戸内プラットフォーム委託事業以外の支出

(1) 支出概要

上記の瀬戸内プラットフォーム構築事業の3つの委託業務以外の支出は、下表の通りである。

表 委託事業以外の支出執行額

(単位:円)

内容	報償費	旅費	その他	
			需用費	使賃
プロデューサー設置に係る報酬	8,400,000			
プロデューサー設置に係る旅費		606,080		
専門家の選定委員会参加の謝金	529,200			
専門家の選定委員会参加の旅費		14,890		
職員旅費		3,515,430		
事務用品購入費用			111,920	
有料道路代等				3,950
会議室使用料				9,100
合計	8,929,200	4,136,400	111,920	13,050

プロデューサー設置に係る報酬は、株式会社レゾンとの瀬戸内ブランド構築のためのブランドプロデューサー業務の報酬である。契約書によると、業務の内容は以下のとおりであり、契約期間は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日、契約額 840 万円（消費税込）である。

- ① 瀬戸内ブランドの構築全般に関する指導・助言
- ② 瀬戸内ブランドのイメージおよびコンセプト等の策定
- ③ 諸団体、企業、有識者との関係構築に関すること
- ④ 効果的な情報発信・広報戦略に関すること
- ⑤ プロモーション施策の指導・助言および監修
- ⑥ プロダクト開発・人材育成施策の指導・助言

専門家の選定委員会参加は、上述の「瀬戸内ブランド」連携事業および平成 24 年度ビジット・ジャパン地方連携事業「瀬戸内ブランド化顧客促進事業（フランス情報発信）」業務のプロポーザル型公募における選定委員会でのものである。

職員旅費は、「推進協議会」運営、各県等との調整およびプロデューサーとの協議等のための旅費である。

(2) 監査結果

ア プロデューサー契約締結の適法性

株式会社レゾンとの契約は、随意契約となっている。平成 24 年 7 月 17 日起案文書「瀬戸内ブランド推進協議会におけるブランドプロデューサーの設置およびそれに伴う経費の支出について（伺い）」によると、その根拠として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号、すなわち、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するとしていた。また、

その該当の具体的理由には、「本業務は、瀬戸内ブランドの構築に向けて、基本コンセプトおよび伝えるべきメッセージ等の策定、効果的な事業実施、広報戦略等に関し、総合的な見地からアドバイスを行うものであることから、地域ブランドの確立に関し豊富な経験と実績を持つ必要がある。そこで、これまで国や地方公共団体等の地域ブランド戦略、観光戦略、地域活性化業務に多数従事し、地域ブランドの確立に関し豊富な経験と実績を持つ西川りゅうじん氏（株式会社レゾン）と随意契約を締結する。」とされていた。

担当者によれば、瀬戸内ブランド「推進協議会」から西川りゅうじん氏を推薦されたこと、広島県での助言等の受託の実績があり、即戦力の人材との評価をしていたこと、また業務の特殊性から受託者が特定されるものと考えていたとのことである。

本契約においては、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約にしたことに問題は認められない。

イ 予算実行の適法性

予算実行の適法性に関して、特に問題となる事項は認められなかった。

第4 瀬戸内ブランド形成事業に関する個別事業

1 総説

瀬戸内ブランド形成事業とは、「瀬戸内ブランド」の体系化を目指し、前述の7個の戦略テーマに沿って発掘に取り組んできた資源等をもとに、推進主体を構築し事業の拡大に取り組む事業を指す。このブランド形成事業として予算化された事業は、以下の6つである。

- ① 尾道県営2号上屋 企画提案者の信用調査業務
- ② 島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務
- ③ 「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング
- ④ 瀬戸内ツーリズム推進事業業務
- ⑤ アート周遊メニュー開発事業
- ⑥ 宮島弥山展望休憩所関係工事等に係るアドバイザー業務

なお、委託事業別の支出執行額の内訳は下表のとおりである。

表 平成24年度委託事業別支出執行額内訳

(単位:円)

事業 / 勘定科目	委託料	報償費	旅費	その他	合計
瀬戸内ブランド形成事業	15,525,700	480,600	1,118,950	0	17,125,250
尾道県営2号上屋 企画提案者の信用調査業務	94,500	0	0	0	94,500
島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務	2,461,200	0	0	0	2,461,200
「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング推進業務	10,027,500	0	0	0	10,027,500
瀬戸内ツーリズム推進事業業務	1,050,000	0	0	0	1,050,000
アート周遊メニュー開発事業	997,500	0	0	0	997,500
宮島弥山展望休憩所関係工事に係るアドバイザー業務	895,000	0	0	0	895,000
上記6委託事業以外の支出執行額	0	480,600	1,118,950	0	1,599,550

報償費は、プロポーザル方式による委託先選定のための選定委員および瀬戸内ブランドセミナー講師に対する謝金である。旅費は同選定委員に対する旅費、並びに瀬戸内サイクリングロード事業および他の委託業務についての県職員旅費である。

2 尾道県営2号上屋 企画提案者の信用調査業務

(1) 事業概要

この事業は、尾道糸崎港西御所地区（県営2号上屋およびその周辺）活用事業者を選定するにあたり、選定委員会における判断材料とするため、業績、資金現況および企業活力などを勘案した企画提案者の信用度調査を実施したものである。

サイクリスト用ホテル イメージ



なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先	予定価格	契約額
(株)帝国データバンク	H24.8.9~H24.8.9	110,880
		94,500

(2) 本事業の監査結果

本事業は、随意契約により行われているが、契約金額が9万4500円であるので、広島県の契約規則2条2項、3項により、契約書、請書の作成がなされていない。

本事業は、尾道糸崎港西御所地区の活用事業者を選定するため、事業者の信用度調査を行うことを目的とし、委託先も信用調査について実績

のある株式会社帝国データバンクである。申込書および調査報告書の閲覧並びに担当者へのヒアリングの結果、契約金額的にも相当であり、問題はみとめられなかった。

3 島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務

(1) 事業概要

この事業は、委託先を株式会社ベリングハムハーバーマネジメント（以下「ベリングハム」という）として、「海の道構想」における戦略テーマの一つである「船と航路とみなとにぎわい」に基づき、「瀬戸内ブランド」の浸透および「瀬戸内ファン」の拡大を図ることを目的として、拠点となる港等からプレジャーボートを活用し、観光資源等を周遊する「島旅クルージングモデル事業実施計画」を策定するものである。

船から見た瀬戸内海の夕日



その事業概要は、以下の事業に関するものである。

- ① クルーズ事業実施に向けた課題と対応策
- ② クルージングプランの検討
- ③ クルージング事業の収支の検討
- ④ クルージングモデル事業実施スキームの方策検討
- ⑤ クルージングモデル事業実施スケジュール

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先	予定価格	契約額
(株)ベリングハムハーバーマネジメント	H25.3.1～H25.3.29	2,500,000
		2,461,200

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

「島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務」は、瀬戸内ファンの拡大を目的に、瀬戸内全域におけるプレジャーボートを活用した島旅クルージング事業の展開を目指し、広島県内でモデル事業として実施するための計画を策定することにあるから、主として観光基本条例 10 条

「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、20条「新たな観光旅行の分野の開拓」、21条「観光地における環境および良好な景観の保全」の条文の理念および施策に合致する。

したがって、事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

上述のとおり、本事業は、委託先をベリングハムとして、「瀬戸内ブランド」の浸透および「瀬戸内ファン」の拡大を図るために、拠点となる港等から5隻のプレジャーボートを活用した観光資源等を周遊するクルージングモデル計画を策定することを目的とする事業である。

ベリングハムは、この目的を達するために、定期航路事業者との調整、拠点港・寄港地の選定、適正な利用料金、プレジャーボートの適正管理、船舶の運用方法、事業リスクの整理、課題の提案をおこなっている。

クルージングプランとして、5隻のプレジャーボートを運行することを前提に、新たな5つのクルージングコースとそれぞれ見学する観光地と時刻表を示したうえで提案し、既存の定期航路をつなぎ、自由に乗り継ぎが可能な運航スケジュール案も作成している。

以上のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。また、マリーナ関連コンサルティング専門業者にふさわしい効果的な計画を提供していると評価できる。

図 新たな5つのクルージングコース



■ 1号艇：宮島～江田島～呉港

1隻のボートで2回周遊し、最終到達地を、宇品のグランドプリンスホテル広島前とする。

① 宮島～江田島～呉港

宮島ビジター桟橋	出航時間	8:00
江田島(旧兵学校前)	到着時間	8:40
	見学時間	1時間10分
	出航時間	9:50
呉港(大和ミュージアム)	到着時間	10:50
	見学時間	1時間10分
	出航時間	12:00
宮島ビジター桟橋	到着時間	13:00
	出航時間	13:00
江田島(旧兵学校前)	到着時間	13:40
	見学時間	1時間10分
	出航時間	14:50
呉港(大和ミュージアム)	到着時間	15:50
	見学時間	1時間10分
	出航時間	17:20
広島港プリンスホテル前	到着時間	18:00

■ 2号艇：呉港～下蒲刈島～上蒲刈島～大崎下島

呉港を出航し、大崎下島に到着後、再び呉港に戻る往復コース。

② 呉港～下蒲刈島～上蒲刈島～大崎下島

呉港(大和ミュージアム)	出航時間	8:30
下蒲刈島(松濤園)	到着時間	9:20
	見学時間	1時間
	出航時間	10:20
上蒲刈島(県民の浜)	到着時間	10:40
	見学時間	40分
	出航時間	11:10
大崎下島(御手洗)	到着時間	11:50
	昼食時間	1時間
	出航時間	13:10
上蒲刈島(県民の浜)	到着時間	13:50
	見学時間	40分
	出航時間	14:20
上蒲刈島(県民の浜)	到着時間	14:40
	見学時間	1時間
	出航時間	15:50
呉港(大和ミュージアム)	到着時間	17:00

■ 3号艇：竹原港～大崎上島～大崎下島～
下蒲刈島～音戸の瀬戸

竹原港出航後、音戸の瀬戸を回り、再び竹原港に戻るコース。

■ 4号艇：竹原港～大三島～大崎上島～
御手洗

竹原港出航後、大三島を経由し、再び竹原港に戻るコース。

③ 竹原港～大崎上島～大崎下島～
下蒲刈島～音戸の瀬戸

竹原港ビジター桟橋	出航時間	8:00
大崎上島(清風館)	到着時間	8:35
	出航時間	8:35
大崎下島(御手洗)	到着時間	8:55
見学時間	1時間5分	
	出航時間	10:00
上蒲刈島(県民の浜)	到着時間	10:40
	出航時間	10:45
下蒲刈島(松濤園)	到着時間	11:05
見学時間	1時間	
	出航時間	12:15
音戸の瀬戸	到着時間	12:55
	出航時間	12:55
下蒲刈島(松濤園)	到着時間	13:35
見学時間	1時間	
	出航時間	14:50
上蒲刈島(県民の浜)	到着時間	15:10
	出航時間	15:15
大崎下島(御手洗)	到着時間	15:55
見学時間	1時間	
	出航時間	16:55
大崎上島(清風館)	到着時間	17:15
	出航時間	17:20
竹原港ビジター桟橋	到着時間	18:00

④ 竹原港～大三島(宮浦)～大崎上島～御手洗

竹原港ビジター桟橋	出航時間	8:00
大崎上島(清風館)	到着時間	8:40
	出航時間	8:45
大三島(宮浦)	到着時間	9:05
	出航時間	10:20
大崎下島(御手洗)	到着時間	11:00
見学時間	2時間	
	出航時間	13:55
大三島(宮浦)	到着時間	14:35
	出航時間	15:00
大崎下島(御手洗)	到着時間	15:40
見学時間	1時間5分	
	出航時間	16:40
竹原港ビジター桟橋	到着時間	17:30

■ 5号艇：生口島～大三島～生口島～
大崎下島
生口島を出航し、大三島を往復すると
ともに、大崎下島に立ち寄るコース。

⑤ 生口島～大三島～大崎下島～		
		大三島～生口島
生口島(瀬戸田港)	出航時間	8:00
大三島(宮浦)	到着時間	8:40
	出航時間	8:40
生口島(瀬戸田港)	到着時間	9:20
	出航時間	9:30
大三島(宮浦)	到着時間	10:10
	見学時間	
	出航時間	11:20
大崎下島(御手洗)	到着時間	12:00
	見学時間	
	出航時間	14:50
大三島(宮浦)	到着時間	15:30
	出航時間	16:30
生口島(瀬戸田港)	到着時間	17:10

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本委託契約は東京都に所在する会社との契約であり、隔地者間の契約であるが、合意管轄条項はない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、プロポーザル方式の随意契約によっている。プロポーザル方式の随意契約とした理由は、次のとおりである。すなわち、「当該業務は、限られた期間内に観光資源等を整理した上でクルーズコースを検討し、当該クルーズコースの採算性を考慮した収支計算資料を作成する必要がある、プレジャーボートの傭船および管理運営、船主との調整、定

期航路事業についての専門的な知見の質および量が調査の実施体制や方法によって計画の精度に大きな差異を生じるため、これらのことを総合的に勘案して委託先を選定する必要があることから、金額の多寡だけで判断する競争入札方式には適さないため。」とされる。

上述より、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「企画・提案を公募して選定した業者と契約するもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先のベリングハムは、各種の詳細な調査に基づいてクルーズ事業実施に向けた課題と対応策を示し、クルージングプランの収支を含めて提起した。さらに、クルージングモデル事業実施スキームおよびその具体的な実施スケジュールを提起した。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行といえその適法性に問題はない。

オ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

4 「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング推進業務

(1) 事業概要

委託先は、株式会社ESF（以下「ESF」という）である。委託業務の内容は、①「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング方策の企画、立案、②ブランディングに係る瀬戸内の食材調査、③ブランディング方策実施に向けた準備である。

①は、具体的には「瀬戸内の食」をブランド化するため、外食業界に影響力のあるトップシェフのネットワークを利用した効果的なブランディングを実施するためのプロセスとプロモーション方策を企画立案することである。ブランディングにあたっては、和・洋・中など様々なジャンルのトップシェフに意見調査を行い、それを踏まえたブランディング方策の企画立案、瀬戸内のブランデ

広島県産かき



ィングに資するように、季節に応じた豊富で多彩な食材の活用の検討などが行われる。

②は、トップシェフのネットワークを利用した効果的なブランディングに資する瀬戸内の食材調査を行うことである。食材調査は、海産物、農産物ごとに複数選定し、トップシェフによる現地訪問によりヒアリングを実施するなどして行われる。

③は、ブランディング方策に基づき、トップシェフのネットワークを活用した瀬戸内の食に関する情報発信と、瀬戸内の食のメニュー開発・浸透に向けた準備を行うことであるが、瀬戸内の食メニュー開発に効果的な媒体により、外食業界への情報発信を企画し、トップシェフによるメニュー開発を一流シェフ、メディア、専門家等に披露し浸透させる賞味会を企画し、その準備をする方法によって行われる。

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

表 委託契約状況 (単位:円)

	委託先	予定価格	契約額
株ESF	H25.1.17～H25.3.31	10,048,500	10,027,500

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング推進業務委託契約は、広島名物の牡蠣や柑橘類をはじめとする瀬戸内の特徴的な食材に、料理や調理方法などを含めた「瀬戸内食」をブランド化するためのプロセスとともに、効果的かつ戦略的なプロモーション方策等を定め、「瀬戸内食のトップブランド」の推進方策を企画立案することを目的とするものである。したがって、本事業は主として観光基本条例の10条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、12条「観光産業の競争力の強化」、16条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、17条「観光旅行者に対する接遇の向上」、22条「広報等」の条文の理念および施策に合致しており、本事業の目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、委託先をESFとして、広島名物の牡蠣や柑橘類をはじめとする瀬戸内の特徴的な食材に、料理や調理方法などを含めた「瀬戸内食」をブランド化するため、「瀬戸内 食のトップブランド」の推進方策を企画立案することを目的とするものである。

ESFは、上記目的を達するために、以下の方法をとった。まず、和洋中有名料理人（トップシェフ）、有名料理研究家、評論家等を選抜し、小研修旅行を実施した。次に、現地訪問したシェフが開発した「せとうち料理」の賞味会を開催した。参加者は、和洋中シェフ、料理研究家、評論家および数社の記者である。さらに、上記賞味会のホスティングシェフに対し、1ヶ月間食材提供し、「せとうち料理フェア」を実施させた。

上述のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され、ESFのトップシェフに対する特別の人脈を活用して有効に行われていると評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

（ア）契約方式・内容の適法性

契約書には、「反社条項」、「危険負担条項」、「かし担保条項」が記載されていない。また、本事業の委託先は東京都に本社があるが、合意管轄条項が記載されていない。

（イ）契約締結先選定手続の適法性

本契約は、随意契約であるが、随意契約とした理由は、市場規模が約2兆円の外食産業では、関係事業者は市場でトップブランドとなるために激的な競争を繰り広げており、その中で「瀬戸内の食」をトップブランドとするためには、他の事業者にはまねのできない優位性を持った戦略を立案・実行する必要があるとされる。本業務は、戦略テーマのひとつである「瀬戸内食のトップブランド」に沿って展開するものであり、季節ごとに様々な食材を内包する「瀬戸内の食」をブランド化しようとする点で、国内ではほとんど前例のない試みである。

契約しようとする事業者は、単なる食のプロモーションにとどまらず、同社独自のノウハウに基づく戦略的な取組によって「ブランド化」を実現した多大な実績や全国の著名なシェフ等との広い人脈などを有しており、これら同社のコアコンピタンスを活用することが、「瀬戸内の食」のブランド化を実現するための有効な手段である。同社以外に「食のブランド化」に実績のある事業者は見当たらないというものである。

本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約で行ったことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先の E S F は、フランス料理、日本料理、中国料理、イタリア料理、スペイン料理、タイ料理、その他の洋食料理専門のトップシェフおよび東京を中心とする有名ホテルの料理長クラスのシェフ約 100 名を集めて、トップシェフを活用した瀬戸内食のブランディングを図る方策を示した。

したがって、本件事業は、業務委託仕様書に従った履行と評価でき、その適法性に問題はない。

オ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

5 瀬戸内ツーリズム推進事業業務

(1) 事業概要

本事業は、委託先を一般社団法人瀬戸内海エコツーリズム協議会(以下「瀬戸エコ協」という)として、瀬戸内を訪れる国内外の多様な観光旅行者が、自然や文化、地域の人々と触れ合い、五感で楽しむことができるツアーの定着を促すとともに、専門的なガイドの育成や事業化に向けた仕組みづくりを行うことを目的とし、瀬戸内海地域の自然環境資源や文化的資源を活用したツアープログラム構築(瀬戸内ツーリズムの構築)と、人材育成を促進する仕組みづくり(人材育成フォーラムの開催)を実施するものである。

宮島のシーカヤック体験ツアーの様子



なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

委託先	予定価格	契約額
(一社)瀬戸内海エコツーリズム協議会	H25.1.9~H25.3.31 1,133,065	1,050,000

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

「瀬戸内ツーリズム推進事業業務委託」は、上述の目的をもって瀬戸内ツーリズムの構築と、人材育成の促進フォーラムを実施するものである。したがって、本事業は、観光基本条例 10 条「観光資源の活用によ

る魅力ある観光地の形成」、13 条「観光の振興に寄与する人材の育成」、16 条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、20 条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22 条「広報等」の条文の理念および施策に合致するものである。

したがって、本事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は委託先を瀬戸エコ協として、瀬戸内を訪れる国内外の多様な観光旅行者が自然や文化ならびに地域の人々と触れ合い、五感で楽しむことができるツアーの定着を促すとともに、専門的なガイドの育成や事業化に向けた仕組みづくりを行うことを目的とする事業である。

上記目的を達するために、広島県を主体として廿日市市、呉市および瀬戸エコ協が共同して「瀬戸内ツーリズム推進協議会」を立ち上げ、瀬戸エコ協がコーディネータの役割を担い運営母体となって、以下のエコツーリズム事業を行った。

- ① 「瀬戸内ツーリズムの構築」事業として、国内旅行者向けのツアープログラムについて、瀬戸内海地域でモニターツアーを企画、実施した。
- ② 「エコツーリズムのための人材育成活動」事業として、先進事例の紹介とか、有識者の意見を聞くことにより、瀬戸内海地域において、体感ツアーに取り組む機運醸成および関係者の連携強化を目的にフォーラムを開催した。

以上のとおり、本事業は事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。また、3 つの自治体が協力して事業に参加している点において、効率的に行われたと評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約書には、「監督・検査条項」、「かし担保条項」、「危険負担条項」が記載されていない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、随意契約で行われているが、随意契約とする理由をみると、「一般社団法人瀬戸内海エコツーリズム協議会は、瀬戸内海地域の豊富な自然環境資源と有無の歴史文化資源を組み合わせた多様なツアーコース

を設定し、新たな観光ビジネスとして『海のエコツアー』を瀬戸内海地域に定着させることを目的に設立されており、県内で唯一、エコツアーを組織的に進めている団体である」ことをあげている。

したがって、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「各都道府県が共通の受託者と契約するもの」に準じるケースであり、かつ「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」にも該当すると解される。

よって、随意契約にしたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先の瀬戸エコ協は、「瀬戸内ツーリズムの構築」の推進のために、国内旅行者向けのツアープログラムについて瀬戸内海地域でモニターツアーを企画、実施し、「エコツーリズムのための人材育成活動」のために、先進事例の紹介や有識者の意見を聞くことにより、瀬戸内海地域において体感ツアーに取り組む機運醸成および関係者の連携強化を目的にフォーラムを開催した。

そのほかに、①販売チャネル（販売経路、集客方法）、②参加者のターゲットィング、③料金設定につき、それぞれ課題をあげ提言した。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行と評価でき、その適法性に問題はない。

エ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、「海の道構想」事業計画策定支援業務委託にけると同様、下記事項を除き特に問題となる事項は認められなかった。

委託先である瀬戸エコ協からの実績報告書は、平成 25 年 4 月 26 日付で事業実績について関係書類を添えて報告する旨が記載され提出されている。担当者が作成した検査調書では、平成 25 年 3 月 31 日付で「業務について検査し、相違なく完了したことを確認しました。」とし、平成 25 年 5 月 24 日に委託料の支払いが行われている。

この日時の前後関係から言えば、完了検査日にはまだ実績報告書および成果品が提出されていないように思われるにも拘らず、検査が実施され、支払が実行されたように見える。

担当者によれば、成果品は検査日までに事前に別途入手しており、検査日に検査・履行確認しているとのことであったが、日付および文書上の不整合が生じており、適切な検査の実施が行われていることは文書上

からは確認できない。

したがって、検査調書には実績報告書入手後に記載する定型的な文言ではなく、実際にどのように検査したか具体的に記載し、検査調書には検査した書類を添付すべきである。(意見)

6 アート周遊メニュー開発事業

(1) 事業概要

この事業は、委託先を株式会社ブックエンド（以下「ブックエンド」という）として、平成26年開催予定の「瀬戸内しまのわ2014」における観光ルートの活用を視野に入れながら、広島県内および瀬戸内海に点在する見どころ、建築や文化財をとりあげ、それらを徒歩や陸上交通、海上交通で結ぶことで潜在的観光ルートを可視化させることを目的としている。

事業内容は、平成26年開催予定の「瀬戸内しまのわ2014」における観光ルートとして活用するため、『建築』をキーワードとした新たな周遊メニューとして、以下の方法により呉、江田島および竹原における建築資源の観光モデルルート化を行うものである。

- ① 呉、江田島および竹原の『建築』資源のうち、観光素材となり得るものの選出
- ② この観光素材に対する解説文執筆および写真撮影
- ③ 「呉・江田島エリア」および「竹原・とびしま海道エリア」での観光モデルルートの設定
- ④ 「瀬戸内しまのわ2014」終了後も地域の観光プログラムとして周遊ルートの紹介や案内等を継続的に行う主体となり得るNPO活動やまちづくりプロジェクトの調査

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、以下のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先	予定価格	契約額
(株)ブックエンド	H25.1.9～H25.3.31	999,180

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

「アート周遊メニュー開発事業」は、広島県内および瀬戸内海に点在する、建築や文化財を取り上げ、それらを徒歩や陸上交通、海上交通で結ぶことで、潜在的観光ルートを可視化させることを目的としており、

観光基本条例 10 条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、12 条「観光産業の競争力の強化」、16 条「観光旅行者の本県への来訪の促進」、20 条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22 条「広報等」の条文の理念および施策に合致するものである。

したがって、本件事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、委託先をブックエンドとして平成 26 年開催予定の「瀬戸内しまのわ 2014」における観光ルートの活用を視野に入れながら、広島県内および瀬戸内海に点在する建築や文化財をとりあげ、それらを徒歩や陸上交通、海上交通で結ぶことで、潜在的観光ルートを可視化させることを目的としている。

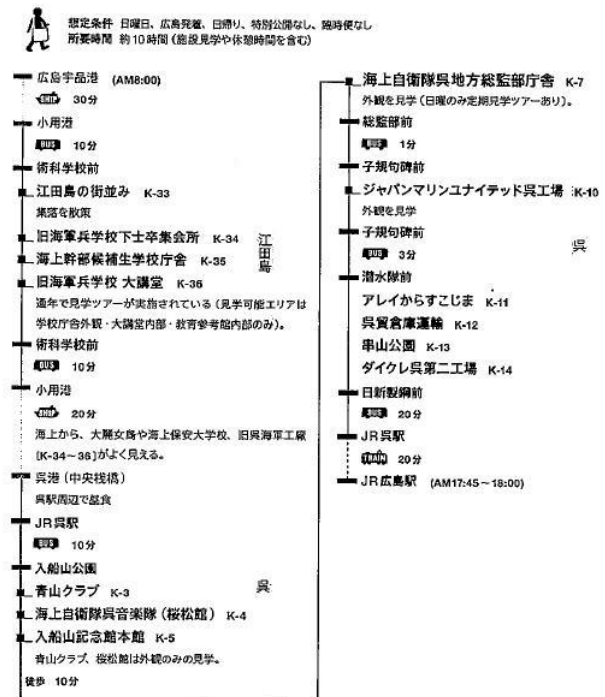
この目的を達するために、ブックエンドは、『建築』をキーワードとした新たな周遊メニューとして、呉、江田島および竹原におけるモデルルート化を行った。

本件事業は、事業目的に従って実施され、有効に行われていると評価できる。

しかし、提出された成果物には文章がほとんどなく、広島県民であればよく知っている観光地とその周辺の建物を記入した観光地図と、ごく簡単な説明のついた写真で占められている。

また、提示された呉・江田島モデルルートを例にとり、実際に検証してみると、指定された術科学校の見学時間帯、および待ち時間を含めた移動時間等を考慮すると、午前 8 時に宇品港を出発して指定された観光地を徒歩と公共交通機関を使って観光して午後 5 時 45 分から 6 時までに広島駅に着くのはほとんど不可能といってよい。また、呉観光では『大和ミュージアム』と『てつのかじら館』が抜けており、さらには、見学先としている「ジャパンマリンユナイテッド呉工場」には、今は海軍時代のドックはないのに「ある」と記載されている。

図 呉・江田島の主要な建築を徒歩と公共交通でめぐるコース



これらのところより、本事業は、一応事業目的に従って実施されているものの、その効果には疑問が残る。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約書には、「危険負担条項」および「かし担保条項」がない。また、本事業の委託先は、東京都に本社があるが、「合意管轄条項」が記載されていない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は随意契約でおこなわれているが、随意契約とした理由として、以下の5点があげられている。

- ① 本業務は戦略テーマのひとつである「瀬戸内 アート廻廊」に沿って展開するものであり、業務執行にあたっては、文化芸術に関する一定の知識・情報を持っている企業に委託する必要がある。
- ② ブックエンドは、文化芸術系を専門とする書籍編集や情報発信を行う出版社であり、平成22年度の構想策定段階からアートをキーワードとした観光について、同社から様々なアドバイスを得てきている。
- ③ ブックエンドは、『建築』資源を活用した誘客を組織的に取り組んでいる県内で唯一の団体であるアーキウォーク広島と連携し、『建築』資源を生かした地域活性化方策や情報発信についての検討も進めている。
- ④ その検討の中で、既に『建築』に関する多くの情報を収集していることから、観光素材となり得る建築のピックアップや、ルートの設定等、今回の業務を短期間で効率的に進めることが可能である。今後のプロモーションの面からも、本業務をブックエンドに委託することが最も効果的である。
- ⑤ 平成23年度には、広島市内および宮島における『建築』資源の活用方策の検討およびモデルルート化の業務を円滑に実施した実績があり、信頼できる。

以上のところより、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

提出された成果物をみる限り、業務委託仕様書に沿った業務が行われているが、上述のとおり、そこで示されている呉・広島ルートを時間内に踏破することはほとんど不可能であり、提示された観光建築物等についても、最近の情報が欠如しているところがある。

したがって、本件において示されたルートは、実地調査に基づいて適切かつ実現可能な提案であるかどうか疑問なしとしない。(付記)

エ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

7 宮島弥山展望休憩所関係工事に係るアドバイザー業務

(1) 事業概要

この事業は、委託先を「三分一博志建築設計事務所」(以下「三分一設計事務所」という)として、瀬戸内海国立公園宮島弥山展望休憩所の再整備工事について、単なる展望休憩所としての建築物ではなく、世界遺産宮島にふさわしい芸術作品としての意思が反映される必要があることから、実施設計に基づいた工事の施工図面作成や材料の検討などの工事監理業務に対して、総合的な見地からアドバイザー業務を行うものである。

弥山新展望台



アドバイザー業務の具体的内容は、①工事管理方針業務、②設計図書に関する業務、③行程表および施工計画に関する業務、④その他、工事管理に関する業務である。

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、以下のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先	予定価格	契約額
三分一博志建設設計事務所	H24.12.15~H25.3.31 895,000	895,000

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

本事業は、宮島弥山展望休憩所関係工事等に関するアドバイザー業務

を目的としており、観光基本条例の10条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、21条「観光地における環境および良好な景観の保全」の条文の理念および施策に合致するものであり、本事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

上述のとおり、本事業は、委託先を三分一設計事務所として、瀬戸内海国立公園宮島弥山展望休憩所の再整備工事について、単なる展望休憩所としての建築物ではなく、世界遺産宮島にふさわしい芸術作品としての意思を反映させることを目的としている。

この目的を達するために、三分一設計事務所は、瀬戸内海国立公園宮島弥山展望休憩所の再整備工事に関して工事管理業務の実施に関する助言および提案を行った。

以上述べたところより、本事業は、事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約書には、「危険負担条項」、「反社条項」、「かし担保条項」、「疑義解決条項」の記載がない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、随意契約でおこなわれているが、世界遺産宮島にふさわしい展望休憩所を再整備するにあたり、休憩所という建築物の視点だけではなく、芸術品としての基本デザインや材質、色彩にデザイナーの意思が反映される必要があるところ、三分一博志氏は、宮島弥山展望休憩所の再整備における基本デザイン設計業務を請け負っており、デザイナーの意思に沿った工事が実施されるようにするため、随意契約で行ったものであるとされている。したがって、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約としたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先の三分一設計事務所は、現地を視察し、以下のようなアドバイスをを行っている。

- ① 世界遺産に立つ展望台として、ふさわしい建築である必要がある。
- ② 地面がぬかるんでおり、特に登山者が歩く範囲については、整備が必要である。
- ③ 既存展望台 2 F では、登山者の靴に付着した泥、ごみ等により雨天の翌日には、排水管が目詰まりを起こし、水たまりになっている。新展望台には、桶や排水管は目詰まりを起こす可能性があるため、これを設置せずに排水できるように考える必要がある。
- ④ 弥山山頂でも木造または木を使用した建物が多い。これらの施設関係者の方々と管理の方法も含めて、協力・連携してはどうか。
- ⑤ 敷地周囲にみられる朽ちた柵は景観上、安全上世界遺産にふさわしくない。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行と評価でき、その適法性に問題はない。

オ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

第 5 「瀬戸内しまのわ 2014」実施事業

1 総論

「瀬戸内しまのわ 2014」実施事業は、「瀬戸内・海の道」を構成する広島県および愛媛県の島しょ部および沿岸部が一体となって、瀬戸内の島々の魅力を国内外へPRし、より一層の地域振興および瀬戸内ブランドの浸透を図る目的で実施される事業である。

平成 24 年度には、「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム運営業務委託」と「地域イベント魅力向上支援業務」の 2 つの事業が実施された。

なお、「瀬戸内しまのわ 2014」実施事業の委託事業別の支出執行額の内訳は、下表のとおりである。

表 平成24年度委託事業別支出執行額内訳

(単位:円)

事業 / 勘定科目	委託料	負担金	旅費	その他	合計
「瀬戸内しまのわ2014」実施事業	4,819,246	7,000,000	1,098,060	401,000	13,318,306
「瀬戸内海の豊かな未来を考えるシンポジウム」運営業務委託	1,329,746	0	0	0	1,329,746
「地域イベント魅力向上支援業務委託	3,489,500	0	0	0	3,489,500
上記2委託事業以外の支出執行額	0	7,000,000	1,098,060	401,000	8,499,060

負担金は、瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会に対するものである。同実行委員会の平成24年度収支決算書要約は、下表のとおりである。決算書には監事による監査報告書が付されていた。負担金の支出は、観光振興共同事業負担金交付要綱に基づいていた。旅費は、豊かな地域づくり支援事業に係る県職員旅費である。その他は、有料道路代等である。

表 瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会
平成24年度収支決算書要約

(単位:円)

区分	予算	決算額	備考
1. 収入	14,002,000	14,371,583	
負担金	14,000,000	14,000,000	
広島県負担金	7,000,000	7,000,000	
愛媛県市町負担金	7,000,000	7,000,000	
その他	2,000	371,583	寄附金、預金利息
2. 支出	14,002,000	10,605,592	
総務費	2,000,000	1,446,460	
旅費	1,030,000	1,170,609	実行委員旅費
使用料及び賃借料	440,000	162,380	会場使用料等
その他	530,000	113,471	収入印紙、印鑑、お茶代等
事業費	12,000,000	9,159,132	
委託料	9,000,000	8,543,887	実施計画策定業務5,995千円 プロデュース業務2,548千円
旅費	3,000,000	615,245	プロデューサー旅費等
予備費	2,000	0	
3. 差引残額(繰越額)	0	3,765,991	

2 「瀬戸内海の豊かな未来を考えるシンポジウム」運営業務委託

(1) 事業概要

広島県は、愛媛県と共に平成26年に瀬戸内島しょ部の豊かな地域資源を活用した「瀬戸内しまのわ2014」の開催を予定しているが、本事業は、その機運醸成を図るために、「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」を両県で共同開催するにあたり、すでに愛媛県側で設置されている「大・しま博準備委員会」によって選定されていた株式会社エス・ピー・シー（以下「エス・ピー・シー」という）にシンポジウムの運営

を委託するものである。

シンポジウムのコーディネーターは、佐藤真一氏（株式会社バリュー・クリエーション・サービス代表取締役）、パネリストは、広島県側からは、清水昭彦氏（田舎暮らしを楽しもう会代表）、村上美香氏（コピーライター、マチオモイ帖作者）、森ルイ氏（カフェ&ショップ antena 代表）の3氏、愛媛県側からは、大西啓介氏（NPO法人Project A. Y. 理事長）、風間聡氏（丸の内朝大学 瀬戸内島嶼部フィールドワーク参加代表）、斎藤俊幸氏（今治市地域再生マネージャー [ふるさと財団]）の3名の合計6名が出席した。

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、下表のとおりである。

委託先	予定価格	契約額
(株)エス・ピー・シー	H24.10.8~H24.12.31	1,346,546

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

本事業は、平成26年度に広島県と愛媛県が共同で開催を予定している「瀬戸内しまのわ2014」の機運醸成を図るために、「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」の運営を委託するものであり、観光基本条例9条「国際競争力および国内競争力の高い魅力ある観光地の形成」、10条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、12条「観光産業の競争力の強化」、20条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22条「広報等」の条文の趣旨に合致するものであり、本事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、委託先をエス・ピー・シーとして、「瀬戸内しまのわ2014」の開催の機運醸成を図ることを目的としている。

この目的を達するために、エス・ピー・シーは、以下のトークセッションとパネルディスカッションから成る「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」の運営を行った。

- ① トークセッションは、広島県の湯崎英彦知事と愛媛県の中村時広知事が共同で瀬戸内の観光資源について語り合うというものである。
- ② パネルディスカッションでは、佐藤真一氏をコーディネーターとして、観光産業の育成をテーマにディスカッションがなされた。

上述のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。また、両県知事が瀬戸内観光について語り合うとともに、広島県と愛媛県で活躍している実践家を招いて、地域活性や観光振興の観点からイベントに向けた今後の可能性について検討するというスタイルは、各自治体がばらばらで宣伝するよりも大きなシナジー効果が生じる。したがって、本事業は、「瀬戸内しまのわ2014」の開催の機運醸成に効果があり、かつ効率的と評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約書には、「危険負担条項」および「かし担保条項」がない。また、本事業の委託先は、愛媛県今治市に本社があるが、「合意管轄条項」が記載されていない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は随意契約でおこなわれている。随意契約とした理由は、愛媛県では、すでに「大・しま博準備委員会」を設置して、博覧会の開催に向けた住民の機運醸成を図るために、「瀬戸内島しょ部フィールドワーク推進事業」を企画提案審査によりエス・ピー・シーを選定していることから、シンポジウムの開催についても同社に運営の委託をするのが最も効率的かつ効果的であるということである。

上述したところより、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「各都道府県が共通の受託者と契約するもの」に該当し、随意契約にしたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先であるエス・ピー・シーは、平成26年開催予定の広島県・愛媛県共催イベント「瀬戸内しま博覧会（仮称）」（現在、「瀬戸内しまのわ2014」）に向けて、地域住民の方々が集うシンポジウム（「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」）の運営を行った。

このシンポジウムでは、第1部として広島県と愛媛県の両知事によるトークセッションが行われ、第2部としてトーク&パネルディスカッションが行われた。

その後このシンポジウムに対するアンケート調査が行われ、その結果が報告された。

したがって、本事業は、業務委託仕様書に従った履行と評価でき、その適法性に問題はない。

オ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。

3 地域イベント魅力向上支援業務委託

(1) 事業概要

本事業は、委託先を株式会社 studio-L(以下「studio-L」という)とし、平成26年に広島県および愛媛県で共催する「瀬戸内しまのわ2014」の実施に際し、広島県における地域イベントの魅力向上支援を行うための魅力向上計画を策定するために行われる「地域イベント魅力向上支援業務」を委託するものである。

本事業内容は、以下のとおりである。

- ① コミュニティ・デザインの手法を活用した地域イベント魅力向上計画の策定
- ② 企画診断書の作成
- ③ 実務経験豊富な専門家による講演会および意見交換会を広島県内において1回以上実施

なお、委託先、委託期間、予定価格、契約額は、以下のとおりである。

表 委託契約状況

(単位:円)

委託先	予定価格	契約額
(株)studio-L	H24.12.7～H25.3.29 3,500,000	3,489,500

(2) 監査結果

ア 事業目的の適法性

本事業は、広島県と愛媛県の共催の「瀬戸内しまのわ2014」の実施に際し、広島県における地域イベントの魅力向上計画を策定するために行われる「地域イベント魅力向上支援業務」の委託事業であり、観光基本条例9条「国際競争力および国内競争力の高い魅力ある観光地の形成」、10条「観光資源の活用による魅力ある観光地の形成」、12条「観光産業の競争力の強化」、20条「新たな観光旅行の分野の開拓」、22条「広報等」の条文の理念および施策に合致するものであり、本事業目的は適法である。

イ 事業内容の有効性等

本事業は、委託先を studio-L として、「瀬戸内しまのわ 2014」の実施に際し広島県における地域イベントの魅力向上の支援を行うことを目的としている。

この目的を達するために、studio-L は、市町に対するヒアリング、担い手に対するヒアリングおよび講演会・意見交換会を開催して、支援方法のモデル、支援主体と体制、支援フローについて支援計画を策定した。

以上のとおり、本事業は、事業目的に従って実施され有効に行われていると評価できる。また、ここで採用された計画のための事前調査は、広範囲かつ詳細に行われ、それに基づく支援計画の策定は効果的と評価できる。

ウ 事業遂行手続の適法性

(ア) 契約方式・内容の適法性

本契約書には、「危険負担条項」、「反社条項」、「かし担保条項」が記載されていない。また、本件委託先は、大阪に本社があるが、「合意管轄条項」が記載されていない。

(イ) 契約締結先選定手続の適法性

本契約は、随意契約によっているが、その理由は、概略つぎのようなものである。

- ① 広島県における地域イベントの魅力向上支援を行うための支援計画の策定には、活動主体づくりとして、コミュニティ・デザインの活用が必要とされる。
- ② 委託先の studio-L 代表取締役山崎亮氏は、コミュニティ・デザインの第一人者として評されている。
- ③ studio-L は、問題解決やプロジェクトの推進母体としてのチーム形成、ボランティア組織づくりを支援するコミュニティ・デザインの手法の活用について、豊富な経験と実績を有する（海士町総合振興計画においてグッドデザイン賞 2010 受賞、土祭において産業観光まちづくり大賞銀賞受賞）。

上述のとおり、本契約の締結は、「委託・役務業務契約事務の手引」に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として掲げる「業務の特殊性から受託者が特定されるもの」に該当し、随意契約としたことに問題はない。

(ウ) 契約履行の適法性

委託先 studio-L は、コミュニティ・デザインの手法を利用し、地域イベント魅力向上支援計画書を作成した。次に、11 の市町およびその市町のある多くの住民団体等へのヒアリングを実施し、結果のとりまとめおよび企画診断書を作成した。さらに、地域住民と行政を対象にして山崎亮氏によるコミュニティ・デザインについて、具体例をまじえた紹介および「瀬戸内しまのわ2014」に向けた観光プログラムの創出やブラッシュアップにおいて感じている課題などについての意見交換会を実施した。

したがって、本事業は、業務委託仕様書の趣旨に従った履行といえ、その適法性に問題はない。

オ 予算実行の経済性・適法性

予算実行の経済性・適法性において、特に問題となる事項は認められなかった。